

天海訴訟を支援する会

ニュース 2020/9/9 No. 25

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ等 振込先
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

裁判勝利を確信！

「介護打ち切りの根拠を示せ」

裁判長が被告千葉市に最後の宿題

9月4日に開かれた22回目の口頭弁論で、裁判長は被告千葉市に対し、これまでの審議で天海さんに対する介護サービス打ち切りについて、却下処分をしたことが正しかったという理由や根拠がでていない。その点を説明しなさい、と最後の宿題を出しました。最も肝心なことを被告千葉市は

いまだ示していない、と裁判長は判断しているのでしょうか。被告がこの問題をクリアできなければ、天海さん原告勝利の判決が出るものとみられます。(2ペ



ージ以降に裁判の報告集会での弁護団の解説があります)

裁判は次回で結審し、翌年の早い時期に判決が出るものと思われます。

裁判所に対する署名を集めましょう

11月末まで延長します

「裁判所が原告の声に耳を傾け、適切な審理の上、判決を下されることを切に望みます」という署名に取り組んでいます。是非、ご協力ください。8ページをご覧ください。

<次回：第23回口頭弁論>

2020年 **12月15日(火)** 14:00 開廷

12:30～ きぼーる 前で街頭宣伝 裁判所まで行進
閉廷後、県弁護士会館で報告集会の予定

珍しく裁判長が長く発言

「サービス打ち切りの根拠あるのか」

被告苦しい立場に

裁判終了後、弁護士会館で報告集会が開かれました。そこでの発言をご紹介します。

最初に弁護団から、今日の裁判の説明と今後の流れについての発言がありました。

向後弁護士＝今日は結審となるかと思い、天海さんにも最終陳述書を用意してもらいましたが、裁判所から結審しないという連絡が入りました。その内容ですが、裁判長は判決が出せる状態だと言っていました。そのうえで被告側に補充の宿題を求めたのです。被告がこの課題をクリアできなければ、このままだと原告勝利となる状況を感じました。

外山弁護士＝本来ならば5月1日に、行われる予定の裁判が、新型コロナの影響で今日9月4日に延期されました。この間被告側からの書面に対して、私たちも反論の書面を出しました。今日の結果、判決は、年が明けてからだと思います。私は今日の裁判官の最後の被告に対する指示は素晴らしいと思いました。なぜかというと、本件(天海さんに対する介護サービスの打ち切り)処分の理由は、「自立支援給付の支給の算定できないから」という理由です。算定できないから却下してしまうことは良いの

かということ、その理由を明らかにせよという指示はよかったと思います。私たちはこの裁判は勝つつもりでやっています。被告に宿題が出たということは大事なことです。皆さんに教えてもらい、天海さんも三橋さんも頑張ってくれて5年間やってきて、率直なところ裁判長が逃げなければ岡山裁判を超える根本的な判決が出るのではないかと思っています。

武井弁護士＝珍しく裁判長がよくしゃべっていて、あれを録音して皆に流してあげたいくらいのもので。被告側に宿題がでて、「算定できないんだから申請は不適法である」というところを補充しなさいということでした。法律上の根拠として、算定できないから申請不適法という却下処分をした理屈がたっているのか、法律上説明できるのか解釈できるのか、ということが問われていました。さらに裁判長がしゃべっていたのが、法律上理屈があるし、天海さんが介護申請をしてなくて、併給調整の場面でなくなって、8月1日で資格喪失されて以降働きかけをしているが申請してくれていない。そんな状況の中で、説得を続けるという選択肢もあったが、説得しないで却下処分をした、その事情についてそれが「正

しい」「違法とまで言えない」ということについて、その理由や根拠を説明しなさい、ということでした。被告は前々から「法7条に照らして算定できなければ計算できないから却下せざるを得ない」ということを言っているが、それだけではなく、そのような強い態度に出ることが適法といえるのか、そのことの根拠を補充してくれと言っていました。それは本当は、尋問の中でやるべきだったことですが、尋問は終わっているので宿題を出したということです。そして裁判長はその宿題は尋問で話した内容以上のことは出さないでくれと言っていました。裁判では主張と証拠と分けて、主張の裏付けになる証拠がないと機能しないので、尋問が証拠になるのです。今後10月19日までに被告が宿題の書面を出し、11月16日までに原告が反論の書面を出すことになっています。そのうえで、12月15日には結審するのではないかと思います。

続いて、障全協の山崎さんから発言がありました。

山崎さん＝確認事項ですが、原告側としては、「要介護認定をしていない」ということが基本的な打ち切りの論点にならないはずだと、何故なら要介護認定を申請をした時までしかさかのぼって介護保険の給付は支給されないのに、申請していないのに、優先関係はなりたたない、その期間は全額出すべきであると。仮に自治体のほうが介護

保険でどれくらいのもものが支給されるのか仮算定できるのであれば、それを除いた障害福祉の部分は最低でも出すべきだという主張しているが、被告側(千葉市)は算定できなければ全額出すべきだと、自治体は算定できないから却下し打ち切りました、そこにどういう法的論拠があるのか、事実関係としての証拠があるのか、わからないと。ここを明確しなければ千葉市の主張は通らないと、裁判官が言っていた。弁明しなさいと裁判官が言った。

証人尋問は終わっている。厚労省に照会したら、「法7条の通知の解釈だけ言っているだけで、あとは自治体で判断してください」と言われた。法律に詳しい職員と相談して却下処分を出したということが明らかになったと思います。

気になるのは「一部支給」のみを出せという判決は問題だと思う。障害者サービスは最低限の生活と暮らしを維持するための支給量しか出されていないので、それを確実に前面に出して、私たちに何ができるのかということをお訴えいき、障害者の生活の実態から「一部支給」だけ出せばいいというような判決は出させないようにするのが大切です。

次のような発言もありました。

○裁判所は中途半端な結論は好まない、折衷的なことはしないと思います。

○上乘せ部分だけでも支給するという考え方があっても関わらず、それを越えた全面却下は許されないという文面だとすると、第1に共有することは、介護保険認定申請もしていないのに法7条の対象になりえない。そこを厚労省、千葉市にも言っていないといけない。

○「算定できない」理由＝千葉市は、介護保険の算定ができないと、上乘せ部分の自立支援給付の部分が決まらないという。

○おしまいが近くなってきて、気持ちが落ち着いてきていますが、いずれ判決が出ると思いますが、判決文を印刷して、運動に参加された方に配布するというのは可能なのか。それに付け加えて、5年間に歩んできた資料を作成してほしい。

○5年間の積みあげた歴史的経過をまとめて、判決が出たときには、大きな集会をやり、記者会見もやって、全国多くの人たちにお知らせしていきたいと思っています。全国肢障協の市橋さんは＝支援する会の提起した、裁判所あての団体署名、ネット署名をきちんとやっていくことがより良いものをつくっていくことが大切です。障全協として訴え、中央社保協、土建組合、自治労連なども受け入れてくれて、団体署名は各支部、分会まで、やってもらっています。裁判の署名については、私は無年金問題の時に経験があるが、裁判長をはじめ、裁判

所の事務職員にまで影響を与えました。より良いものを目指して、勝っても負けても高裁に行くので、高裁での取り組みにも影響してくるので、団体署名の取り組みを広げていくことが大切です。多くの人の共感を得られるような裁判をしていかなければいけないので、一字一句でもよい言葉が判決に入ることが大切なので、団体署名を多く集めていくことが大切です。

全視協の田中さんは＝久しぶりに出てきての裁判の感想は、介護認定をしていないというところが大きなことだと思いました。裁判長についていうと、障害者の生活実態について、ぜひそれを踏まえた判決を出してほしいと思います。障害者総合支援法から介護保険に移ることは、生活を脅かすかということ踏まえてほしいと思います。団体署名をがん張りたいと思います。

○ヘルパーさんやケアマネさんは、なんで障害者だけ介護保険も障害福祉もと両方で優遇されるのか、という人がたくさんいます。それは違うんだということを説明してもなかなかわかってもらえません。こういう判決が出たときに、そうした福祉に携わる人たちに理解してもらいたいと思います。障害者がもっともっと生きやすい世の中になることを願っています。

古賀さん＝骨格提言の完全実施を求める大フォーラムです。今日は6人の出席です。

その中には、65歳を過ぎて、自治体とやりあって、障害福祉制度を続けている鈴木さん武藤さんも参加しています。私たちの集会にも天海さんの発言をお願いしています。12月15日はもっと呼び掛けて傍聴、署名を増やしたいと思っています。介護保険優先問題では、連合が去年、障害者を介護保険に統合すべきだという意見を全世代型社会保障改革の資料に出していたので、やりやってきたところですよ。裁判で勝っていければ本当に社会的にも介護保険優先はおかしいということが明らかになるので、この裁判に期待しています。

鈴木さん＝大フォーラムの鈴木です。資料の中にあつた、天海さんの陳述書を読ませていただきました。とてもよかったです。この裁判にいい判決が出れば、僕たちの力になると思います。

原告の天海さんからも発言がありました。今日はどうもありがとうございました。第22回目の口頭弁論が結審だということで、陳述書をやっと書き上げたのですが、裁判が伸びたので、あとの楽しみにしてほしいと思います。やはりもっともっとたくさんの人に障害者の問題を正しく理解してもらうために、努力していく必要があると思うので、団体署名やネット署名をもっと広げていきたいと思っています。団体署名は160を超えました。もっと多くの人に働きかけて、多くの署名を集めたいと思います。

ネット署名は300人に到達しました。ありがとうございました。

○団体署名の代表者欄の印は認印でもよいです。郵送してください。

山崎さん＝障害者だけずるいという意識が出てきています。天海訴訟は、障害者問題だけではなく、多くの課題を持っています。天海訴訟は、中軽度の障害者の問題です。障害者の中でも重度訪問介護を利用していない。重度はいいが、中軽度は認めないという中軽度切りです。軽度の人はいくらでも我慢するという風潮が介護保険でも生活保護でもあります。今の中軽度の人を切り捨てる社会保障改革を認めることになります。この意味で、福祉全般の問題だと思っています。

鈴木さん＝きょうされん千葉支部の鈴木です。感想として、裁判長は真剣に考えてくれているという実感です。きょうされんでは全国の加盟事業所から千葉支部に続々集まっています。頑張っていきます。



介護を奪った千葉市に公正な判決を！

原告 天海正克さんの最終陳述

千葉市は、介護保険申請をしない私に対して、障害者福祉サービスのすべてを奪いました。私は、障害者の人間としての生きる権利を無視した千葉市が許せず、提訴しました。

この5年間、3名の弁護士をはじめ支援する会の会員や全国の障害者・家族・関係者のみなさんの支えで、裁判闘争を続けることができ感謝申し上げます。

私がなぜ介護保険への移行を拒否したかということ、それはこれまで築いてきた障害者運動の成果を反故にしたくなかったからです。

2006年4月から、それまで無料だった居宅介護の利用料が「障害者自立支援法」により1割の応益負担になりました。

私は、障害程度区分4と認定され、月に身体介護45時間と家事援助25時間の合計70時間の支給決定がされ、毎月2万円弱の利用料を払うこととなり、大きな負担となりました。

しかし、障害者が食事をしたり、トイレに行ったり、入浴するのに、なぜ利用料を取られるのと全国の障害者団体が団結し、日比谷野外音楽堂周辺に毎年1万人以上が集まり、全国各地の運動の広がりや自立支援訴訟の提訴など闘いにより、2010年4月から、「障害者総合支援法」により低所



原告 天海正克 さん

得者である障害者の利用料は無料になりました。しかし私は、無料となった利用料を、65歳という年齢によって再び応益負担を復活させることは許されないと強く思ってきました。

そうした中で65歳となり、千葉市から「介護保険を申請しろ」と何度も言われましたが、私は、障害者の社会参加を含めた基本的人権の保障を掲げる「障害者福祉」と、高齢者の利用料が払えないと必要な支援も提供しない「介護保険」との違いや、「基本合意」に反する制度移行には同意できないなどを繰り返し話し、介護保険申請を断りました。

すると8月1日からすべての介護が打ち切られました、生活のすべてを失い、服は着たまま、食事は外食のみ、不衛生・不健康

な生活となってしまうので、全額自己負担で介護を受けました。利用料は月に14万円となり、年金収入の2倍もの利用料がかかってしまいました。そこでやむを得ず介護保険を申請しました。

しかし、泣き寝入りはできないと2015年11月に千葉市を相手に千葉地裁に提訴したのです。

日本国憲法は、国・自治体が国民に対して守るべき最高規範であります。すべての介護を奪った千葉市は憲法25条に違反していることは明白です。昨年5月には証人尋問が行われ、被告千葉市側の証人は「覚えてない」と何の責任も感じていませんでした。

私と同様に、65歳で障害者福祉を打ち切られた岡山市の浅田さんが提訴した裁判は、2018年3月に岡山地裁、12月に広島高裁で班列があり、浅田さんの全面勝利判決が確定しています。

浅田さんの勝利に続き、千葉地裁においても同様の判決が下されることを切望します。

日本国憲法・障害者権利条約・障害者基本法などに年齢制限はありません。65歳になったからといって、障害者福祉給付を打ち切ることは絶対に許せません。また、障害者がどこに住み、どんな生活を送るかは障害者自身が決定することです。障害者が望むのであれば、障害者福祉給付の継続を保障すべきです。

私は、障害者自立支援法違憲訴訟の闘いで原告団と国が取り交わした「基本合意」と障害者自立支援法の応益負担反対の運動を反映した政府の障害者制度改革推進会議の「骨格提言」の実現を求めて、応援してくれる方々とともに運動を続けていきます。

障害者総合支援法第7条は介護保険給付との二重給付を回避するための規定であり、障害福祉サービスを打ち切る根拠にはなりません。そして、自治体による障害福祉サービスの打ち切りは憲法25条違反であることを改めて強調し、陳述を終わります。

(以上は最終陳述の予定原稿です)

浅田訴訟原告浅田さんから 応援メッセージ

浅田訴訟原告の浅田達雄さんから、メッセージをいただきました。

「コロナで傍聴に行けませんが頑張ってください。

今回の裁判にあたり、裁判で他の障害者の方も同じ心境で困っていることも伝えていただけると共に天海さんと私の二人が裁判に勝利することによって、行政当局からも個人的な裁判だと言われなくなり、他の障害者の方の生活も新たな展開になっていくと思います。」

裁判所への要請署名にご協力を すでに200団体を超える署名が

千葉地方裁判所に対して上記の要請をするため、署名活動を開始したところ、地域、団体種別を超えて多くの署名が集まっています。

結審が先に延びたため、署名は引き続き取り組みます。**第一次締め切りを10月末、第二次締め切りを11月末**としますので、皆さまが所属する団体やお知り合いの団体にも呼び掛けていただき、同封の用紙に署名をいただいでください。

支援する会事務局:

〒262-0032

千葉市花見川区幕張町 5-417-222

幕張グリーンハイツ 109 障千連内

天海訴訟を支援する会

あて郵送でお願いします。

ネットを利用した個人署名も同時に行っております。<下記アドレスから>

裁判所も社会の動向を見ています。多くの団体からの要請が力になります



ネット署名用
QRコード

★署名用紙は天海訴訟を支援する会のHPからもダウンロードできます。
: <https://amagai65.iinaa.net/>
★ネット署名(個人)はこちらから
: <http://chnq.it/5nqCxNWX>

千葉地方裁判所へ

要望事項

1. 浅田訴訟の先例にならない、介護保険制度に申請しないことを事由とした障害福祉サービスを打ち切ることを承認しないで下さい。
2. 障害福祉サービスは障害者が日常生活を送るために必要最低限の支援を給付するものです。判決にあたって、この給付の削減がされた場合、障害者は最低限の生活を維持することが困難になるという実態を十分に踏まえてください。



事務局にご支援を
支援する会の事務局が人手不足です。
企画立案や、事務作業などをお手伝いしていただける方ぜひご協力ください。
通常、隔週水曜日午後15時に障千連事務所で行っています。
どなたでも、よろしく願いいたします。